

国立大学法人旭川医科大学における
会計監査人候補者の選定について

公 募 要 領

平成31年2月

国立大学法人 旭川医科大学

国立大学法人旭川医科大学における会計監査人候補者の選定に係る公募要領

1. 事業名

国立大学法人旭川医科大学における会計監査業務

2. 事業目的

この要領は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「準用通則法」という。）第39条第1項により定める財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等に関する監査を行う会計監査人候補者の選定を目的とする。

3. 事業内容

国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等に関する監査、会計監査報告の作成等に係る会計監査業務とする。

4. 事業年度

平成31年度から平成33年度までとする。（3カ年間）

- (1) 今回の候補者選定は、平成31年度から平成33年度までの複数年にわたる会計監査人候補者の選定とする。ただし、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約期間は単年度となることに留意すること。

また、平成32年度以降については、当該年度開始前に会計監査業務に係る監査計画書等を提出することとし、本学においてその内容を評価・検証したうえで適切であると認めた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。

なお、今回選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象とする。

- (2) 会計監査人の任期は、当該年度の財務諸表についての準用通則法第38条第1項承認の時までとする。

5. 応募資格

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由に該当しない者であること。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
- (4) 旭川医科大学契約細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (5) 本学の学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 提出書類

本事業に応募する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 企画提案書 A4版 10部
（別紙「企画提案書の記載要領」を参照のうえ、作成すること。）
- (4) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 10部

7. 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限
平成31年2月28日（木）17時（必着）
- (2) 提出方法
持参又は宅配便・配達記録郵便とする。

8. 提出先及び問い合わせ先

〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1-1
国立大学法人旭川医科大学 監査室（共用研究棟2階）
TEL 0166-68-2183 E-mail kansa@asahikawa-med.ac.jp

9. 会計監査人候補者選定方法等について

- (1) 選定方法
応募者から提出された企画提案書等及び同企画提案書に基づくプレゼンテーションを本学設置の事業者選定委員会において総合的に評価したうえで、会計監査人候補者を選定する。
- (2) プレゼンテーションの実施について
本学へ提出された企画提案書等に基づき、平成31年3月8日（金）13時00分から本学第一会議室（本部管理棟2階）においてプレゼンテーションを実施する。
なお、プレゼンテーションに係る詳細については、別途通知する。
- (3) 審査基準
別途定めた「選定評価基準」のとおり
- (4) 選定結果の通知
応募者全員に対し、選定結果を書面により通知する。

10. 選定後の契約締結について

- (1) 事業者選定委員会の審査に基づき、本学にとって有利な提案をした者を順位付けして、その第一順位者を会計監査人候補者として選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出する。
- (2) 文部科学大臣が会計監査人として選任した者を契約予定者として決定する。
- (3) 契約の相手方の決定に当たっては、前項の10.(2)で決定した契約予定者と契約交渉を行うものとする。

なお、必要に応じて、当初の提案内容にかかわらず、本学にとってより有利な条件について、契約予定者と交渉を行うことができ、契約交渉の結果、契約予定者が契約の相手方として最適と判断される場合は、契約の相手方として決定するものとする。

- (4) 前項の10.(3)により決定した契約の相手方及び不採択となった者には、採択又は不採択の旨を通知するものとする。

11. その他

(1) 守秘事項の指定

応募者から提出された企画提案書等については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるので、守秘することを要望する事項がある場合は、企画提案書の提出時に当該事項を指定すること。

(2) 非常勤講師の就任禁止

公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4項の使用人には、非常勤講師も含まれると解され、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができないことに留意すること。

(3) 企画提案書等に係る作成費用等

企画提案書等作成及びプレゼンテーションに係る費用については、選定結果に関わらず、応募者の負担とする。

なお、提出された企画提案書等の書類は返却しない。

様式1

参 加 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学
学 長 吉 田 晃 敏 殿

住 所
法 人 等 名
代 表 者 氏 名

印

国立大学法人旭川医科大学における会計監査人候補者の選定に係る公募について、下記の書類を添えて参加します。

記

添付書類

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 誓約書 | 1 部 |
| 2 企画提案書 | 1 0 部 |
| 3 監査法人等の概要が記載されたパンフレット等 | 1 0 部 |

様式2

誓 約 書

平成 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学
学 長 吉 田 晃 敏 殿

住 所
法 人 等 名
代 表 者 氏 名

⑩

弊法人は、国立大学法人旭川医科大学における会計監査人候補者の選定に係る企画提案書等を提出するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

なお、本誓約書は、弊法人による貴学の平成31年度の監査業務受嘱を最終的に確約するものではありません。正式な監査業務受嘱は弊法人所定の手続による審査を経たうえで、貴学と締結する監査契約書に基づいてなされますので、予めご了承頂きたく存じます。

記

- 1 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- 2 会社法第337条第3項における欠格事由に該当しない者であること。
- 3 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
- 4 旭川医科大学契約細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- 5 本学の学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

以上

企画提案書の記載要領

旭川医科大学

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 本部の名称及び住所
- (4) 本学に対応する事務所の名称及び住所並びに代表者
- (5) 出資金（資本金）（平成31年1月1日現在）
- (6) 営業収益（対象期間：平成29年4月～平成30年3月）
- (7) 経常利益（対象期間：平成29年4月～平成30年3月）
- (8) 当期利益（対象期間：平成29年4月～平成30年3月）
- (9) 社員数、職員数（平成31年1月1日現在）

	法人全体	本学に対応する事務所 (非常勤については内書)
代表社員		()
社員		()
公認会計士		()
試験合格者等		()
その他の職員		()
合計		()

(10) 関与会社数（平成31年1月1日現在）

	法人全体	本学に対応する事務所
金商法・会社法		
金商法のみ		
会社法のみ		
学校法人		
その他の法定監査		
任意監査		
合計		

2. 業務実績

- (1) 日本公認会計士協会の委員会等への派遣
 - ① 国立大学法人制度関連
 - ② 独立行政法人制度関連

—記入例—

① 国立大学法人制度関連

協会・省庁等	委員会等名称	役職	氏名
日本公認会計士協会	〇〇部会	部会長	〇〇 〇〇
文部科学省	□□会議	委員	〇〇 〇〇

- (2) 特定機能病院の会計監査実績
- (3) 国立大学法人の会計監査実績

3. 本学に対する監査計画と監査費用

※ 平成31年度から平成33年度：年度ごとに記載してください。

- (1) 本学を監査する事務所の全ての役職員の氏名及び常勤・非常勤の別と、監査責任者及び監査要員

－記入例－

職 位	資 格	氏 名	常勤・非常勤の別	監査責任者	監査要員
代表社員	公認会計士	○ ○ ○ ○	常勤	○	
社 員	公認会計士	○ ○ ○ ○	常勤	○	
〃	公認会計士	○ ○ ○ ○	常勤		
職 員	公認会計士	○ ○ ○ ○	常勤		○
〃	公認会計士	○ ○ ○ ○	非常勤		
〃	試験合格者等	○ ○ ○ ○	常勤		○
事務職員		○ ○ ○ ○	非常勤		

- (2) 監査計画

- ① 監査計画の策定に当たっての考え方
- ② 具体的な年間スケジュールと往査ごとの目的
- ③ 本学の監査上で各監査担当者の役割分担とこれまでの実務経験
- ④ その他参考事項

- (3) 平成31・32・33年度監査費用

- ① 監査報酬見積額（税抜）（年度ごとの内訳が分かるように記載してください。）
- ② 監査報酬見積額の算定内訳（往査に係る出張経費等を含む）
- ③ 提案書とは別に、見積書を併せて提出願います。（様式任意）

- (4) 監査計画（契約）に著しい変更（往査日数に増減）があった場合の監査費用の考え方

4. 監査方法等

※ 以下の「4. (1) 監査の基本方針」及び「4. (2) 監査体制」については、3年間を通じたものとして記載してください。

- (1) 監査の基本方針

- ① 監査の基本方針について重要項目等を明確にするとともに、本学に対する指導的機能の発揮や国立大学法人の特性に配慮した監査等の実施について、具体的に、明瞭かつ簡潔に記載してください。
- ② 学長及び監事とのディスカッションや、新たな会計基準等に関する情報提供に関する基本方針について記載してください。

- (2) 監査体制

- (2) -1 監査の実施・支援体制

- ・ 以下の各事項について、監査体制、支援体制等を記載してください。
 - ① 高品質の監査を提供するための監査体制（国立大学法人に精通した監査担当者（本部、病院及びシステム）の本学への配置・職務分担等、監事及び監査室との連携、会計監査人（監査担当者）に対する組織的な支援体制に関することを含む。）
 - ② 本学特有の業務全般を理解した上での国立大学法人会計基準等に関する指導・助言及び意見交換会等現場の要望・相談に対応できる支援組織体制

- (2) -2 監査実施方法

- ① 予備調査、期中監査、期末監査、システム監査、病院監査、棚卸し等の具体的な内容、方法等について記載してください。
- ② 監査時の発生事案に対する本学への指導・助言の方法や体制について記載してく

ださい。

- ③ 本学に対する内部統制の検証や業務改善の提言について記載してください。
- ④ 監査報告書の作成その他会計処理に必要な情報の提供等について記載してください。

(2) -3 品質管理体制

- ① 日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果を記載してください。
- ② 監査業務の品質管理の維持・向上に係る基本方針について記載してください。
- ③ 品質管理組織（体制・機能・人数）について記載してください。

(3) 国立大学法人が抱える会計上の諸課題への提案

国立大学法人が抱える会計上の諸課題等について、他の国立大学法人の取組内容に関する情報提供を含め、提案できることを具体的に記載してください。

(4) 本学にとってのメリット

本学の監査を実施する上で特筆すべき点や本学にとってメリットとなる点があれば具体的に、明瞭かつ簡潔に記載してください。

なお、被監査部門に対する負担軽減策について、あれば記載してください。

5. その他参考となる事項

(1) 金融庁からの行政処分の有無

金融庁における過去3年間の行政指導、処分等の有無（有の場合はその内訳）

(2) ワークライフバランス等の推進に関する事項

- ・ 以下の認定等を取得している場合は、記載するとともに認定証（写）を提出してください。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので、同様に提出してください。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

(3) 上記の事項以外で、監査に関する参考事項があれば記載してください。

6. 企画提案書に係る留意事項

- (1) 本件に関する連絡担当者氏名・電話番号・メールアドレスを記載してください。
- (2) 企画提案書作成に当たっては、本記載事項の項目番号に合わせて作成してください。

7. 参考事項

- ※ 本学の概要等については、本学ホームページ (<http://www.asahikawa-med.ac.jp/>) を参考にしてください。

会計監査人候補者 選定評価基準

旭川医科大学

I. 基本的な考え方

会計監査人候補者の選定方法については、国民に対して説明責任を果たすことのできる、公正性かつ透明性のある方法、また、従前どおり監査の質が確保されるよう候補者を選定することとする。

II. 選定方法

最低価格落札方式では、監査費用を低廉化するメリットがあるが、総合的な評価方式によれば、価格はもとより、その他の諸条件を加味した評価も可能となり、特に、本学のよ様に病院を有する特質等の観点から監査計画・監査体制等の評価もできることから、本学としては、監査法人等から提出された企画提案書等及び同企画提案書に基づくプレゼンテーションを本学設置の事業者選定委員会において総合的に評価(ポイント制)したうえで、ポイントが最も高い者を、会計監査人候補者として選定する。

III. 選定評価基準

評価は、以下の評価項目について、別紙の「選定評価表」によるものとする。

1. 監査法人等の概要

- (1) 監査法人の出資金額
- (2) 本学に対応する道内に所在する監査法人等事務所の概要

2. 業務実績

- (1) 国立大学法人会計基準及び独立行政法人会計基準に関する情報収集力
- (2) 特定機能病院の会計監査実績
- (3) 国立大学法人の会計監査実績

3. 本学に対する監査計画と監査費用

- (1) 監査実施体制
- (2) 監査計画の提案内容
- (3) 監査費用

4. 監査方法等

以下の項目について、プレゼンテーションにより評価する。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査体制
 - (2) -1 監査の実施・支援体制
 - (2) -2 監査実施方法
 - (2) -3 品質管理体制
- (3) 国立大学法人が抱える会計上の諸課題への提案
- (4) 本学にとってのメリット

5. その他参考となる事項

- (1) 金融庁からの行政処分の有無
- (2) ワークライフバランス等の推進に関する事項

会計監査人候補者 選定評価表

評 価 項 目	評 価 目 的	判 定 基 準
1. 監査法人等の概要		
(1) 監査法人の出資金額	監査法人の経営基盤の確認	統一資格審査の自己資本額を準用する。
(2) 本学に対応する道内に所在する監査法人等事務所の概要	① 大規模な予算を有する本学に対して、会計監査人として十分な監査体制を執ることができるか。 ② 監査体制に不測の事態が生じた場合においても、道内に所在する事務所において十分な監査支援体制を執ることができるか。	道内に所在する事務所における公認会計士数
2. 業務実績		
(1) 国立大学法人会計基準及び独立行政法人会計基準に関する情報収集力	日本公認会計士協会の委員会等への派遣があるか。	日本公認会計士協会や文部科学省等への委員等の派遣（延べ人数による。）
(2) 特定機能病院の会計監査実績	特定機能病院の会計監査実績があるか。	特定機能病院の会計監査実績数
(3) 国立大学法人の会計監査実績	国立大学法人の会計監査実績があるか。	国立大学法人の会計監査実績数
3. 本学に対する監査計画と監査費用		
(1) 監査実施体制	監査を実施するチーム編成の妥当性	本学を担当するチーム編成として、 ① 道内の事務所職員による現地主義体制となっているか。 ② 監査担当者の経歴が十分か。 ③ 監査担当者の役割が明確になっているか。 ④ 監査担当者の中に国立大学法人会計基準を熟知した者がいるか。
(2) 監査計画の提案内容	① 本学にとって適切な監査計画になっているか。 ② 本学の監査に係る指導・相談の体制はあるか。	病院を有する本学にとって、 ① 適当な監査日数（年間平均100日以上）の監査計画になっているか。 ② 監査に係る指導・相談部分が明記されているか。
(3) 監査費用	監査費用の見積額	監査費用の見積額が適切なもの。 (税抜き3年総額)
4. 監査方法等（プレゼンテーションにより評価）		
(1) 監査の基本方針	監査の概要	① 本学に対する指導的機能が発揮されているか。国立大学法人の特性に配慮した監査等となっているか。 ② 学長及び監事とのディスカッション、新たな会計基準等に関する情報提供の内容となっているか。
(2) 監査体制 (2)-1 監査の実施・支援体制	監査を実施・支援する体制の妥当性	① 高品質の監査を提供するための監査体制となっているか。 ② 本学特有の業務全般を理解した上での支援組織体制となっているか。
(2) 監査体制 (2)-2 監査実施方法	具体的な実施方法	提案内容を総合的に評価
(2) 監査体制 (2)-3 品質管理体制	品質管理体制の妥当性	提案内容を総合的に評価
(3) 国立大学法人が抱える会計上の諸課題への提案	具体的な取組状況の確認	提案内容を総合的に評価
(4) 本学にとってのメリット	具体的な実施方法	提案内容を総合的に評価
5. その他参考となる事項		
(1) 金融庁からの行政処分の有無	監査法人の信頼性の確認	実績の有無を評価
(2) ワークライフバランス等の推進に関する事項	認定等の取得状況の確認	取得項目数を評価